

第9回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年9月17日（火）

場 所 市役所4階 401大集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について（申請件数 1件）

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（申請件数 1件）

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について（申請件数 3件）

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について（申請件数 1件）

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について（申請件数 6件）

応召委員（12名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村眞由美	13 番	加藤 武

職務のために出席した者（事務局）

事務局長	前原 光智
事務局次長	井上 ひとえ
事務局職員	川島 一利

午後4時開会

議長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第9回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名で

		よろしいでしょうか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしと認め、3 番峰岸豊委員と 9 番高橋文雄委員以上 2 名の方をお願いいたします。
(加藤	武君)	それでは、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1 件あります。
		それでは、事務局より説明いたさせます。
事	務	それでは御説明いたします。
局		議案第 1 号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 件ございます。
(井上ひとえ君)		本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。
		申請番号 1 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 8 年 12 月 30 日に相続し、前回調査は、令和 3 年 10 月 15 日になります。
		以上でございます。
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。
(加藤	武君)	なお、本件につきましては、山田委員に係る案件でございますので、山田委員におかれましては、議案の審議につきまして、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づき、発言をお控えくださいますようお願いいたします。
		それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。
8	番	本日午後 2 時から、土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。
(大口	貴司君)	議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1 件あります。
		申請番号 1 番の農地でございますが、①の農地はハクサ

議長
(加藤 武君)

イ、キャベツ、ネギ、サトイモ等が、②の農地はネギ、ラッカセイ、ハクサイ、ダイコンが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

1番の申請地につきましては、私から報告させていただきます。現地を確認しましたが、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございます。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1件の申請がございました。

申請番号1番、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和6年6月9日、申請人の夫の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

議長
(加藤 武君)

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。
それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①、②の農地ともに作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、山田委員。

4番
(山田 伸一君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書を発行したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、3件あります。

事務局より説明いたします。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項」の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が3件ございました。

申請番号1番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和6年11月1日から令和16年10月31日までの10年間でございます。権利の種類については、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、立川市の認定農業者になります。

申請番号2番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和6年11月1日から令和16年10月31日までの10年間でございます。権利の種類については、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者になります。

申請番号3番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和6年11月1日から令和10年12月31日までの4年2か月間でございます。権利の種類については、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、立川市の農業者で、農地を150アールほど所有し、ウドなどを栽培している方になります。

議長
(加藤 武君)

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは、大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①、②の農地ともに、カボチャ、サトイモが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、立川市の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われま

す。申請番号2番の農地でございますが、①から③の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、本市の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われま

す。申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、立川市の農業者で、農地を150アールほど所有し、ウドなどを栽培している方で、問題はないと思われま

す。以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいかと思

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

1番の申請地につきましては、私から報告させていただ

8 番
(大口 貴司君)

きます。現地を確認しましたが、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

はい、大口委員。

議 長
(加藤 武君)

2 番、3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないので、議案第 3 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 3 号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、1 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、1 件ございます。

本件は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、住宅用地でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

1 番の届出地につきましては、私から報告させていただきます。現地を確認しましたが、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、6 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、6 件ございます。

本件は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号 1 番が資材置場、申請番号 2 番が駐車場、申請番号 3 番が分譲住宅、申請番号 4 番が住宅用地、申請番号 5 番が共同住宅、申請番号 6 番が一般住宅でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、峰岸委員。

3 番
(峰岸 豊君)

1 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

2 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

はい、山田委員。

4 番
(山田 伸一君)

3 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

なお、4 番、6 番の届出地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願いします。

はい、乙幡委員。

2 番
(乙幡 昇治君)

5 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第 9 回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 23 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和6年9月17日

会 長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩